

平成26年10月14日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町自治推進委員会

会長 早 田 眞 二

美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申）

協働のまちづくりを推進し、町民主体の自治を実現するための最高規範として平成23年4月1日に美幌町自治基本条例が施行されました。条例施行から4年目を迎える中、制度の浸透や取組内容は着実に成果を上げているものと認識しております。

こうしたことを踏まえ、平成26年5月16日に諮問された自治基本条例の見直しについて、各条項が理念を踏まえ社会経済情勢に適合しているかの可否を当委員会で検討しましたので、美幌町自治基本条例第49条第2項に基づき次のとおり答申いたします。

記

1 美幌町自治基本条例の検討について

条例の見直しについては、条例第48条において町長は施行から4年を越えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく社会経済情勢に適合しているかを検討し、検討結果を踏まえ条例を見直すことが適当であると判断したときは必要な措置を講ずるものとしております。

このため、当該諮問により条例見直しに係る検討を行ったものであります。

2 検討結果について

平成23年度から取り組んでいるアクションプランにおいては、様々な取り組みや事業が展開され一定の評価をしております。こうした中、昨年9月には条例施行後2年の経過を検証した中で課題も見受けられ、更なる進化を遂げるため当委員会において提言書を提出したところでもあります。一方、条例は施行から3年余りの経過であるため、今後とも守り育てていくことが肝要であります。よって、条例の見直しについて施行日以降大きな社会情勢の変化は見られず、特段改正する要素が散見されないことから基本的に『条例見直しは必要ない』との結論に達しました。

なお、現在、取り組まれている第6期美幌町総合計画の策定において、次の理由により条文を付け加えることが必要との判断に至りました。

3 答申理由について

これまで総合計画は地方自治法第 2 条第 4 項において、基本部分となる基本構想は議会の議決を経て定めることとし市町村に義務付けされておりました。しかし、平成 23 年 5 月の「地方自治法の一部を改正する法律」により基本構想の法的な策定義務はなくなり、総合計画策定及び議会議決を経るかどうかの判断は市町村独自に委ねられることとなりました。

美幌町自治基本条例において総合計画の策定が明文化されています。まちづくりのビジョンである基本構想が町民の代表である町議会の議決を経ることにより、町全体の総意で策定されたものとして位置付けられることと考えます。ついで、自治基本条例第 36 条第 1 項の次に第 2 項として『基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。』を付け加えるべきと考えます。

4 その他

今後も行政の持つ多くの情報は、各種媒体を通して町民へ効果的に周知するとともに、「まち育」出前講座については、引き続き町民・団体・企業等へ広く意識付けする中で、更なる講座メニューの充実を望むものです。

最後に、自治基本条例の目的は町民主体の自治を実現することであり、前回の提言についても引き続き取り組まれることを期待します。そして、協働のまちづくりにより、安心・安全で明るく住み良いふるさと美幌の発展を願いたします。